

鎌倉総第1302号

令和4年(2022年)8月8日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)



議会受付番号	文書質問第5号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長 (まちづくり計画部 都市計画課) (市民防災部 商工課・観光課) (環境部 環境保全課) (都市景観部 建築指導課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第5号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

別紙写真の通り、江ノ電稲村ヶ崎1号踏切脇の店舗の行列により、交通と近隣住居の出入りに支障が出ている。近隣住民から多数の苦情が寄せられており、行政・警察も指導しているが、一向に改善されず危険な状態が長期間継続中である。

また、その他下記のような問題もあるので、合わせて早急に改善の為の措置を講じる必要があると考えるが、どのように考えているのかお伺いしたい。

○私が聞きたいその他の苦情

- ・音がうるさい（特に夜）。
- ・匂いが臭い。
- ・客が車を近隣店舗などに止める。
- ・線路に入って記念撮影をする。

○用途地域の制限が守られていない

- ・第一種低層住居専用地域店舗兼住宅で、店舗床面積が50㎡以下かつ建物の延べ床面積の2分の1未満のもの、かつ居住を伴う場合営業可。

2 質問の理由

夏休みに入って今後も来店客が多い日が続く事が見込まれるので早急な対応が必要なので。

3 答弁

店舗の行列につきましては、歩行者や車両等の通行に支障が生じることがないように、事業者に要請したところ、現在は、お客様に連絡先を聞き、順番が来たら電話連絡をして来ていただくことで、長時間行列が生じないよう取り組んでいるとのことでした。

「騒音、匂い」については、混雑時に現地確認等を行ったところ、今回の確認において

は、注意を要するほどの音や臭いの発生、夜間の営業・イベントの実施は確認できませんでしたが、事業者に対しては、音や臭いに関する通報があったことを伝えるとともに、近隣の迷惑にならないよう協力要請をしました。

また、「近隣店舗等への駐車」についても確認をしたところ、現在、お客さまが入店の際に車を近隣店舗などに止めていないか確認するよう取り組んでいるとのことでした。

「線路内に立ち入っての撮影」については、一義的には鉄道会社により規制、排除されるべきものと考えていますが、市としても、このような迷惑行為をしないよう、引き続き、周知啓発に努めてまいります。（線路に入って記念撮影することについては、「鎌倉市マナーの向上に関する条例」において、迷惑行為の一つに位置付けており、市民及び観光旅行者等に対して、迷惑行為を行わないようお願いしています。）

「用途地域の制限」については、当該地は「第一種低層住居専用地域」であり、建築基準法により店舗を営業する場合は、住宅を兼ねているもので、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、店舗の用に供する部分の面積が50㎡以下であることが必要です。

現在、所管課において、当該建築物の現状を把握するべく対応中です。

今後、用途地域の規制が守られていないことが確認された場合には、改善を求めてまいります。

今後も引き続き状況を確認のうえ、対象店舗の運営事業者へ、改善に向けた取り組みをしていただくよう連絡を行ってまいります。